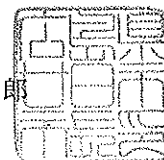


入 札 公 告

仮想端末用各種ソフトウェアライセンスに係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月2日

廿日市市長 松 本 太 郎



1 入札担当部局

廿日市市総務部デジタル改革推進課（廿日市市役所3階）

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-30-9106（直通）

E-mail digital@city.hatsukaichi.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 件名

仮想端末用各種ソフトウェアライセンスの調達

(2) 調達物件の内容等

仕様書記載のとおり。

(3) 納入期限

仕様書記載のとおり。

※本案件において設定している予定価格は、事後公表とする。

※本案件においては、調査基準価格及び最低制限価格は設定しない。

※その他の詳細事項は、仕様書のとおり。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の各号のいずれにも該当する者であり、かつ、この入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 廿日市市の「令和 6・7 年度 物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供競争入札参加資格者名簿」に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 入札参加申請の開始の日から入札参加資格確認申請書の提出の日までの期間において、廿日市市長から業務などに関し指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 廿日市市において滞納がないこと。

4 入札の日程等

	提出期間等	注意事項
入札参加申請	公告日から令和 7 年 6 月 12 日（木）17 時まで	「5 入札参加資格の確認申請」に示す内容を参照すること。
入札参加資格審査結果通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）	前記 3 に定める要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
仕様書等に対する質問	公告日から令和 7 年 6 月 12 日（木）17 時まで	質問がある場合は、質問書（様式第 3 号）により、前記 1（入札担当部局）に示すメールアドレスへ送付すること。 その際の件名は、「仮想端末用各種ソフトウェアライセンスの調達に係る質問事項」とする。
質問回答	回答内容を作成した段階で順次行う	提出された質問事項については、順次回答内容を市ホームページに掲載し、通知に代える。
入札書提出期限	令和 7 年 6 月 23 日（月）17 時まで	「6 入札書の提出方法」から「11 入札保証金」までの事項を参照すること。
開札	令和 7 年 6 月 24 日（火）9 時	落札結果は、市から応札者に直接メールで連絡をする。開札結果は市ホームページに公表する。

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加を希望する者は、次の入札参加資格申請書類等を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

前記4（入札の日程等）の入札参加申請に示す提出期間に、次の書類を前記1の入札担当部局に郵送すること。（持参は不可。）

郵送方法は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限るものとし、申請期限までに必着のこと。申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

《入札参加資格申請書類》

項	提出書類	様式
1	入札参加資格確認申請書 ※本店を申請者としてすること。ただし、廿日市市の「令和6・7年度 物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供競争入札参加資格者名簿」において、入札、見積り及び契約締結等の権限を継続して委託されている場合は、受任者を申請者としてすること。 ※使用印を届出している場合は使用印を押印すること。	様式第1号

注 提出書類は、入札参加資格の確認に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

6 入札書の提出方法

入札書は郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。（持参は不可。）

また、送付前に電話又は電子メールにて連絡することとし、代表者ではなく代理人が書類を作成する場合は、委任状（様式第2号）を同封すること。なお、提出期限を過ぎて提出された入札書類は、いかなる事由があってもこれを受理せず入札を辞退したものとみなす。

7 入札回数

入札回数は、再度入札を含め合計2回とする。初回入札の開札結果で、予定価格に達する入札がない場合には、再度の入札を行うものとする。

8 入札書の記載方法等

- (1) 入札書は、様式第4号を使用すること。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状（様式第2号）を提出すること。
- (3) 提出された入札書において、入札価格の訂正は認めない。
- (4) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札書は、内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒には、「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号（名称）、調達件名を記載するとともに貼り付け部分を届出印で割印をすること。外封筒には、表面に「仮想端末用各種ソフトウェアライセンスの調達に係る入札書在中」と記載し、封印すること。なお、委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 入札担当部局において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一の入札について同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (5) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (6) 入札書を封印した封筒に封入していないとき。
- (7) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (8) 前各項に掲げるもののほか、廿日市市契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内でありかつ最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。なお、当該入札者が不在の場合は、当該入札執行に関係のない廿日市市職員がその者の代わりにくじを引き、落札者を決定するものとする。

11 入札保証金

免除とする。

12 契約保証金

免除とする。

13 その他

- (1) 費用の負担
契約書等の作成及び提出に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 契約先
契約相手は、発注者「廿日市市長」となる。
- (3) その他
 - ① 本入札に関して提出された書類は返却しない。

- ② 入札参加資格申請書類は、提出者に無断で使用しない。

